

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
疾病対策課
肝炎対策推進室

目 次

肝炎対策について

1. 国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業等について..... 1
2. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について 2
3. 肝疾患診療連携拠点病院について..... 3
4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について..... 3

○ 肝炎対策について

我が国における肝炎の患者・感染者数は、B型で約110～約140万人、C型で約190～約230万人存在すると推定されており、肝硬変や肝がんといったより重篤な疾病への進展を防止するため、肝炎感染者の早期発見及び肝炎患者の早期・適切な治療の推進が、国民の健康保持の観点から喫緊の課題となっている。

そこで、厚生労働省では、平成20年度から、インターフェロン医療費助成事業や委託医療機関における肝炎ウイルス検査の無料化実施を含む、新たな肝炎総合対策を推進しているところである。また、平成22年度からは、B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療を助成対象に加えるなど、医療費助成の拡充を行い、肝炎治療の一層の促進を図っているところである。

一方で、肝炎対策をより一層推進するため、平成22年1月に「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が施行され、同法の趣旨・理念を踏まえた施策等を進めていくこととしている。このため、各都道府県におかれても、本法の趣旨等を踏まえた肝炎対策への取組について、管内市町村、関係団体・機関等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、同法に規定された「肝炎対策基本指針」の策定に向け、肝炎対策推進協議会における議論等を踏まえながら、具体的な施策の検討などに取り組んでいるところである。今後とも、肝炎対策に係る種々の依頼などをさせていただくこととなるので、御協力をお願いする。

なお、平成23年度においては、同法の趣旨等を踏まえ、より一層肝炎対策を強化し、早期発見・早期治療の更なる促進を図るため、平成22年度予算額から約2億円増となる約238億円を計上したところである。

具体的には、

- ・肝炎治療促進のための環境整備、
- ・肝炎ウイルス検査の促進、
- ・健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、肝硬変・肝がん患者への対応、
- ・国民に対する正しい知識の普及と理解、
- ・研究の推進、

を柱として、肝炎総合対策に引き続き取り組んでいくこととしているが、特に次の事項については、その適正かつ円滑な実施に格段の御配慮をお願いする。

1. 国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業等について

平成23年度予算（案）においては、肝炎対策基本法の趣旨等を踏まえた新たな取組として、元気な日本復活特別枠で要望していた「国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業」が、総額約35億円で認められたところである。

早期発見・早期治療の促進のためには、肝炎ウイルス感染の有無を認識することがとりわけ重要であることから、平成23年度から、肝炎ウイルス検査の未受検者に対する個別の受検勧奨を始め、治療に踏み切れない者等に対して助言を行うことで適切な治療へとつなげるための人材養成や、受療の促進の一助となる肝炎に関す

る各種情報を掲載した手帳の配布等を実施する予定である。

具体的には、下記のとおりであるが、受検勧奨及び適切な受療勧奨の一層の促進のため、住民や医療機関等に対する周知に遺漏なきよう取り組んでいただきたい。

(1) 特定年齢の者を対象とした個別勧奨メニュー等の追加

① 40歳以上の5歳刻みの者を対象とした個別勧奨

市町村が実施主体となつて行う健康増進事業の肝炎ウイルス検診において、受検に関する通知を対象者に直接送付する。

② 検査費用に係る自己負担分の負担軽減

個別勧奨対象者の肝炎ウイルス検査の自己負担分を軽減（無料とすることも可能）することにより、受検促進を図る。

③ 出張型検査の実施

検査会場を保健所や委託医療機関内だけでなく、県内各所の要請に応じた検査会場とすることも可能とする。

(2) 適切な肝炎治療へつなげるための人材養成等メニューの追加

① 市町村の保健師、医療機関の看護師、企業等の健康管理担当者等に対して肝炎に関する情報（支援制度、医療提供体制等）を習得させ、治療に結びついていない要治療者に助言を行う。

② 肝炎患者や肝炎ウイルス検査で陽性と判断された者等に対して、肝炎の基礎情報から公的支援制度の概要、治療経過の記録等ができる手帳を配布する。

なお、都道府県、保健所設置市等が主体となつて行う緊急肝炎ウイルス検査事業については、平成23年度においても継続して実施することとしている。ついては、従前の肝炎ウイルス検査事業とともに、一人でも多くの感染者の早期発見に資するよう、積極的な広報、運用をお願いしたい。

2. インターフェロン治療等を始めとする早期かつ適切な治療の一層の推進について

平成21年度インターフェロン医療費助成に係る治療受給者証の新規交付件数は、約2.7万人であった。平成23年度においては、肝炎患者が早期に適切な治療を受けられるよう、更なる取組が必要である。

そこで、各都道府県におかれては、

(1) 感染者であることを知らない者への対策として、肝炎ウイルス検査の受検勧奨の強化、検診専門クリニックを含めた委託医療機関の増加、

(2) 検査により肝炎であることの自覚があるが、通院していない者への対策として、産業医や地域のかかりつけ医を通じた受療勧奨等による肝炎治療の必要性等、正しい知識の普及推進、

(3) 肝炎のため通院しているが、治療に適した医療機関にアクセスできていない者への対策として、相談センター・地域医療機関等に関するホームページ等での情報提供、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会等を通じた地域の肝疾患診療ネットワーク構築を始めとする、肝疾患診療連携拠点病院における

活動の支援、

- (4) 肝炎のため通院し、インターフェロン治療を勧められている者への対策として、医療費助成制度の更なる周知徹底、肝疾患相談センターに係る広報強化、相談員に対する研修の充実、事業主等に対する肝炎治療への配慮の要請等、積極的な取組をお願いしたい。

3. 肝疾患診療連携拠点病院について

都道府県においては、中核医療施設となる肝疾患診療連携拠点病院を原則1か所選定していただき、

- (1) 肝疾患に係る一般的な医療情報の提供、
- (2) 都道府県内における肝疾患の専門医療機関等に関する情報の収集や紹介、
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会、
- (4) 肝疾患に関する専門医療機関等との協議の場（肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会）の設定

等の業務を行うとともに肝疾患相談センターを設け、患者、キャリア、家族からの相談等に応じていただくこととしている。

また、平成21年度からは、肝疾患相談センターに対する補助について、1都道府県当たりから1拠点病院当たりの補助としているので、引き続き積極的な活用をお願いします。

なお、平成20年11月には、国においてもこれら拠点病院を支援する「肝炎情報センター」を設置し、ホームページによる情報提供、各都道府県肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会の開催や拠点病院職員に対する研修の実施等、各種の事業に取り組んでいるので、各拠点病院との緊密な連携が図られるよう御協力をお願いしたい。

4. 肝炎等肝疾患に係る普及啓発の一層の推進について

肝炎の早期発見・早期治療の促進、肝炎に係る偏見・差別の解消に向けては、肝疾患についての正しい知識の更なる普及啓発が不可欠である。

各都道府県におかれては、5月に予定されている肝臓週間における重点的な普及啓発活動、都道府県ホームページや広報紙を通じたPRなど、より一層積極的な取組をお願いしたい。

また、各都道府県等におかれては、

- (1) 肝炎ウイルス検査の受診勧奨強化

緊急肝炎ウイルス検査事業の委託医療機関を増加し、どこでも検査が受けられるような体制を整備する。

- (2) 肝炎ウイルス検査や肝炎治療等に係る正しい知識の普及推進

検査により肝炎であることの自覚はあるが、通院していない者への対策と

して、産業医やかかりつけ医などの身近な医師から、治療の必要性を伝えるなどの普及啓発形態を工夫する。

(3) 通院者に対する、治療に適した医療機関等の情報提供

肝疾患診療連携拠点病院や肝疾患相談センター、地域医療機関等に関する情報を提供する。

(4) インターフェロン治療を勧められている者への情報提供

経済的負担が原因で治療を受けていない者に対しては、医療費助成制度の存在を認識できるよう、気がつきやすい広報を工夫し、多忙又は治療に対する不安などが原因で治療を受けていない者に対しては、その悩みを解消できるよう、事業主等に対して肝炎治療への配慮を要請する、肝疾患相談センターにおける広報強化を行う。

など、各都道府県等の実情に応じた取組をお願いしたい。